ヘ　土木主任技術者は、技術士（（総合技術監理部門又は建設部門）、ＲＣＣＭのいずれかの資格を有すること。

ト　造園主任技術者は、技術士（（総合技術監理部門または建設部門（都市及び地方計画、建設環境））、ＲＣＣＭ（造園、都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。

チ　建築積算主任技術者は、建築積算士、建築コスト管理士のいずれかの資格を有し、「公共住宅建築工事積算基準」又は「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務の実績を有すること。

②　管理技術者及び意匠の主任技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属し、恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

③　管理技術者及び各主任技術者は、それぞれ１名であること。

④　管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。

⑤　管理技術者及び各主任技術者の業務実績については、完了した業務のうち業務着手から完成引渡しまでの過半の期間に従事していることを要件とする。

⑥　参加表明書に記載された管理技術者及び主任技術者については、変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。

⑦　意匠分野のうち、積算等に関する業務を除く業務を再委託しないこと。

⑧　業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が当機構の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

⑨　同一の者が単体企業又は設計共同体の構成員として、複数の参加表明書を提出しないこと。

⑩　参加表明書及び技術提案書の提出者が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

⑪　設計共同体の場合は、以下の要件を満たしていること。

イ　設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

ロ　管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。

ハ　一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

※１　業務実績Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは以下によるものとし、それぞれ別業務であること。

業務Ⅰ　平成22年度以降に契約履行が完了した「高さ60ｍを超え、かつ住戸数400戸以上の建築物」又は「高さ60ｍを超え、かつ共同住宅部分に係る床面積が30,000㎡以上の建築物」の建築等設計業務（上記の条件を満たせば、他用途との複合建築物も可とする。以下、同様）（「共同住宅」とは、令和６年国土交通省告示第八号（以下、告示八号という）別添二第六号とする。以下、同様）（「共同住宅部分に係る床面積」とは、共同住宅部分に係る専用部、共用部の床面積をいう。以下、同様）

業務Ⅱ　平成22年度以降に契約履行が完了した「高さ60ｍを超え、かつ住戸数200戸以上の建築物」又は「高さ60ｍを超え、かつ共同住宅部分に係る床面積が20,000㎡以上の建築物」の建築等設計業務

業務Ⅲ　平成22年度以降に契約履行が完了した「高さ60ｍを超え、かつ共同住宅の用途を含む建築物」の建築等設計業務

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

⑵　業務の実績

⑶　専門分野別の技術職員の状況

⑷　配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　提出者の業務経歴、技術者の経験及び能力　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、業務の実績、専門分野別の技術職員の状況、配置予定の技術者の資格及び、指定する業務の実績の内容

⑵　業務実施計画　工程計画、動員計画の妥当性

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

⑷　評価テーマに対する技術提案の内容　提案の的確性、独創性、実現性

5　手続等

⑴　担当本部等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部　調達管理課　電話03―5323―2572

⑵　掲示文兼説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和７年４月１日から令和６年４月25日まで

交付場所　当機構ホームページからのダウンロードにより交付する

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　令和７年４月25日16時00分まで

提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー18階　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　技術監理部　企画第１課　電話03―5323―2172

提出方法　提出予定日の２営業日前までに提出日時を機構担当者と調整のうえ、持参すること。郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）の場合は提出場所を宛先とし、提出期間内必着とする。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　令和７年７月３日16時00分まで

提出場所及び提出方法　⑶に同じ。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑸　２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は２⑵①に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　詳細は掲示文兼説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Seiji Izoe, Director General of East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Design Works for Building in Tokyo North Area Housing Complex.

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M.25 April 2025

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M 3 July 2025

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Management Division, General Affairs Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―2572